

豪州向け日本産いちご生果実の輸出検疫条件の概要

1 対象植物

いちご (*Fragaria* × *ananassa*) の生果実

2 検疫対象病害虫

- ・ オウトウショウジョウバエ (*Drosophila suzukii*)
- ・ ニセオウトウショウジョウバエ (*Drosophila pulchrella*)
- ・ ショウジョウバエ科の一種 (*Drosophila subpulchrella*)
- ・ オウトウハダニ (*Amphitetranychus viennensis*)
- ・ コウノアケハダニ (*Eotetranychus asiaticus*)
- ・ ハダニ科の一種 (*Eotetranychus geniculatus*)
- ・ スミスハダニ (*Eotetranychus smithi*)
- ・ カンザワハダニ (*Tetranychus kanzawai*)
- ・ ウスグロアザミウマ (*Frankliniella fusca*)
- ・ ヒラズハナアザミウマ (*Frankliniella intonsa*)
- ・ ミカンキイロアザミウマ (*Frankliniella occidentalis*)
- ・ 角斑細菌病菌 (*Xanthomonas fragariae*)

3 主な検疫条件

(1) 生産施設の登録

生産者は、日本の植物防疫所に対して生産施設（ガラス温室、ビニールハウス等）の申請を行い、植物防疫所が登録する。

(2) 選果こん包施設の登録

選果こん包施設の責任者は、日本の植物防疫所に対して選果こん包施設の申請を行い、植物防疫所が登録する。

(3) 登録生産施設での検査

(1) の登録生産施設において、日本の植物防疫官等は、以下の病害虫に対する検査を行う。

① ショウジョウバエ類

輸出開始の1ヶ月前から輸出期間終了までの間、毎週1回以上、トラップ調査及び果実調査により、ショウジョウバエ類の発生がないことを確認する（ただし、登録くん蒸施設において、臭化メチルくん蒸を実施する場合は不要）。

② 角斑細菌病菌

栽培初期及び輸出開始の4～6週間前に、目視検査により角斑細菌病菌の発生がないことを確認する。

(4) 登録選果こん包施設での選果こん包

(2) の登録選果こん包施設において、トラップ調査、選果及びこん包を実施する（ただし、病害虫侵入防止が講じられた選果こん包施設である場合又は臭化メチ

ルくん蒸を実施する場合、トラップ調査は不要。)

(5) 輸出検査の実施

輸出時に、日本の植物防疫官による検査により、検疫対象病害虫の付着がないことを確認する。

(6) 輸出可能期間

- ① 臭化メチルくん蒸処理によらない場合：12月1日から3月31日まで
- ② 臭化メチルくん蒸処理の場合：通年で輸出可能